# 提言：『脱原発、脱温暖化、そして平和をつくる環境戦略』

**2023 年 4 月 15 日**
**NPO 法人 循環型社会研究会**

## はじめに

循環型社会研究会(略称:循環研)は自然生態系と調和した循環型社会のあり方について考え続けてきたが、「脱原発」と「脱温暖化」はここ 10 数年来重点テーマであり続けている。2010 年度には「循環型社会と原子力発電」と題して原発の推進派、反対派双方の講師による連続講座を開催し、年度末の 2011 年３月 10 日、「循環型社会とは調和しない原子力発電」という脱原発と再生可能エネルギー(以下「再エネ」)への転換の方向を提示した文書を発表した。東日本大震災、福島第一原発事故が発生したのは、その翌日であった。

「平和をつくる環境戦略」を重点テーマにしたのは、2015 年の安倍政権による安保法制議論が始まった頃からである。平和憲法がないがしろにされ、人間や環境を破壊する戦争準備が進み、自然生態系と調和した循環型社会のあり方を考える人間の平和な存在基盤自体が危うくなるという危機感からである。

そしていま、気候危機、COVID-19 パンデミックが深刻化する最中に始まったプーチンロシアのウクライナ侵攻によって、人類はエネルギー危機、食糧危機、さらに核戦争や第三次世界大戦の危機に直面している。

この間、自民・公明連立の岸田政権は、安倍・菅政権の政策を踏襲し、米国に隷属するかのように日米安保に依存した軍拡路線、原発回帰路線へと舵を切った。敵基地攻撃能力などを声高に謳い徒に東アジアの緊張を高めるとともに、国民の核被害リスクを高めている。あたかも平和憲法も福島第一原発事故も忘れ去ったかのような振る舞いである。一部野党、メディアもこれに翼賛する姿勢を示している。

日本国憲法の前文にあるように、日本国民は、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意したのではなかったのか。恒久の平和を念願し、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意したのではなかったのか。われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思い、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和の内に生存する権利を有することを確認したのではなかったのか。

憲法第 9 条にあるように、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄したのではなかったのか。また、この目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めないとしたのではなかったのか。

日本を再び戦争をする国にしてはならない。日本列島を戦場にしてはならない。核戦争や第三次世界大戦の勃発を防がなければならない。今こそわれわれは日本国民として、いや地球人、宇宙人の視野をもって世界の人々と連帯し、気候危機やパンデミックなど環境や生態系の危機に立ち向かわなければならない。そのためには、これまで循環研が重点テーマとしてきた「脱原発」「脱温暖化」そして「平和をつくる環境戦略」を一体のものとして進める必要があると考えた。僭越ながら循環研はここに「脱原発、脱温暖化、そして平和をつくる環境戦略」を提言する。

# I. 脱原発

## 1. 原子力発電はできるだけ早期に廃止を

地震、戦争、テロ、ミサイル攻撃、電源喪失などにより破局的な事故リスクがあり、放射性廃棄物の処理処分技術が確立されておらず、稼働によって放射性物質を排出し続ける原子力発電はできるだけ早期に廃止すべきである。現在再稼働している原発も 2030 年までを目途に廃止し、新増設は行うべきではない。

福島第一原発事故後の電力事情が実証したように、たとえ全原発が停止しても必要な電力需要は他電源で供給可能である。その後、省エネと再エネは着実に拡大し、さらに積極的に開発普及を進めることにより 2030 年代には化石燃料に頼らなくとも国内の必要十分な電力供給は再エネだけで可能となる。

## 2. 使用済燃料の安全な保管を急げ

原子炉が停止していても原発は安全ではない。溜まり続ける使用済み核燃料は現在使用済燃料プールで冷却貯蔵されている。このプールの水が失われれば、フクシマを超える破局的な被害が発生する。もし、福島第一原発の 4 号機で大量の燃料集合体を貯蔵していた燃料プールの冷却機能が失われていたら首都圏も壊滅していたと言われている。しかも、使用済燃料プールには原子炉と違って、圧力容器も格納容器もない。多くの原発では地震に対して脆弱な建屋上部に位置しており、危険この上ない。大地震や戦争、テロ、ミサイル攻撃、電源喪失などを想定し、危機回避を真摯に考えるならば、いますぐに一定の冷却が済んだものは、キャスクによる乾式貯蔵に切り替え、地震等の影響の少ない地下保管をすべきである。

## 3. 放射性廃棄物の処理処分についての科学的な知見と議論の共有を

循環型社会の大原則は「廃棄物の処理処分ができない技術は採用すべきではない」ということである。トイレなきマンションと揶揄され続けてきた原発において、使用済燃料の最終処分方法や処分地選定はいまだに課題として残されている。さらに、寿命を迎える原発の廃炉に伴う廃棄物、福島第一の事故廃棄物の処理処分という課題も加わっている。

政府は使用済燃料の処理処分について、ほとんど破綻している核燃料サイクルにこだわって全量再処理の方針を維持している。しかし、核兵器の原料に転用できるプルトニウムをこれ以上増やすべきではないし、再処理工程では大量の放射能が環境中に放出される。そもそも六ケ所村の再処理工場は 25 年前の 1997 年に完成する計画だったが、たび重なるトラブルでこれまでに 26 回延期され、いまだに稼働できていない。われわれの世代において最終処分を考えるのであれば、核燃料サイクルにこだわることなく、キャスクに乾式貯蔵した使用済燃料を直接処分することを検討すべきである。

高レベル放射性廃棄物等の処分方法としては地下深部(300 メートル以深)に設けられた最終処分施設に埋設し、人間の生活環境から隔離して処分する、いわゆる地層処分が現時点において最も有望とされている。高レベル放射性廃棄物の放射能がウラン鉱石レベルまで下がるのには数万年以上もかかるとされる。この長い年月の地質的な安定性が要求される地層処分地の選定を、国は地方自治体に対する公募によって決定しようとしてきた。現在、公募に応募して文献調査を受け入れているのは、北海道の寿都町と神恵内村のみである。

2013 年 12 月に政府（最終処分関係閣僚会議）は、「国が科学的根拠に基づき、より適性が高いと考え

られる地域（科学的有望地）を提示する。その上で、国が前面に立って重点的な理解活動を行った上で、複数地域に対して申し入れを実施する」としていたが、2017 年に発表されたマップは、「科学的有望地マップ」ではなく「科学的特性マップ」であった。そのマップで有望地として示されたの

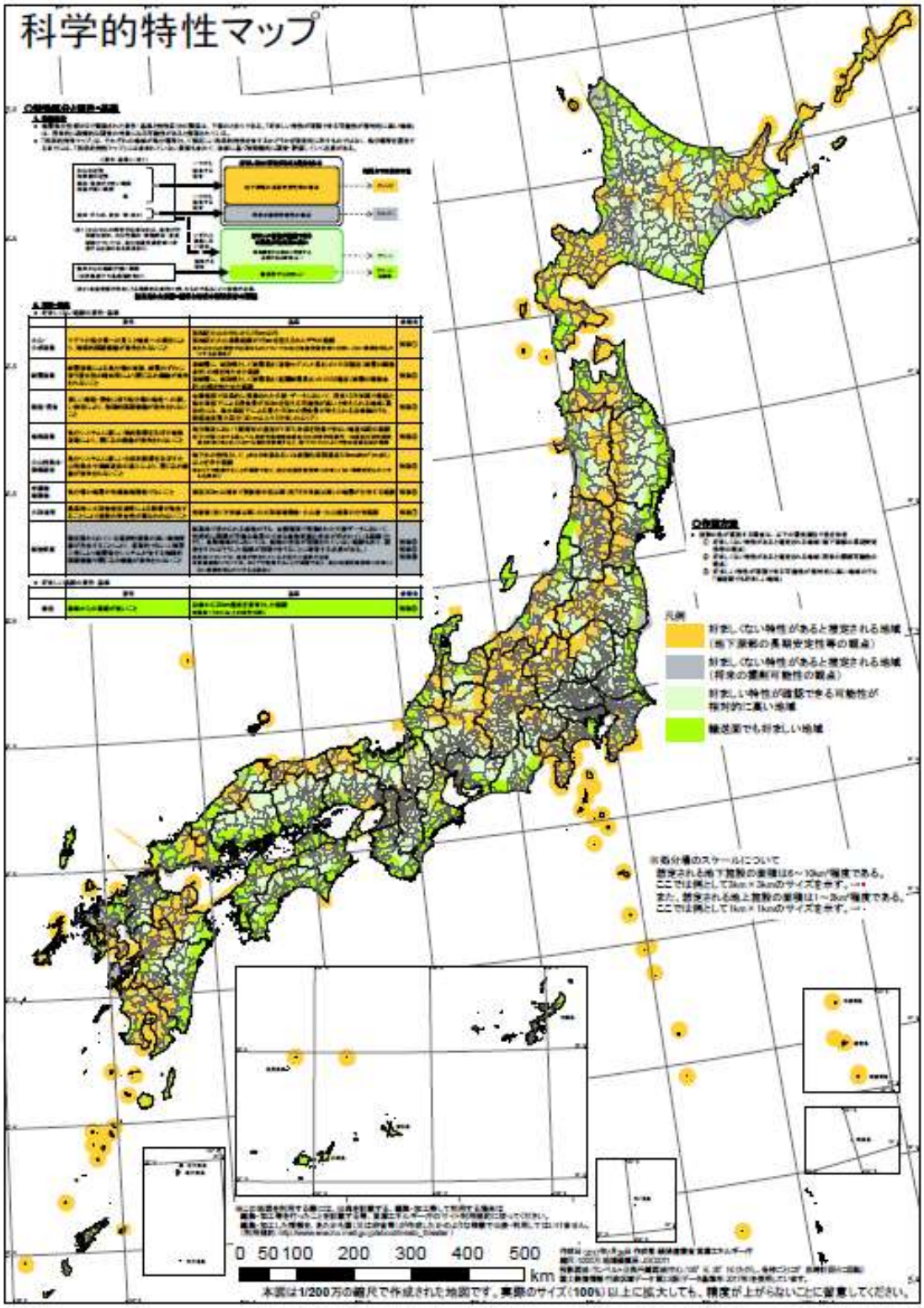


詳細な科学的特性マップについては下記の資源エネルギー庁サイトを参照

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/kagakutekitokuseimap/

は、輸送面でも好ましい沿岸から 20 ㎞程度のグリーン沿岸部で、日本列島の沿岸部がほとんどグリーンで染められている。

今年 2 月の最終処分関係閣僚会議では「国が主導して、地元の電力会社や NUMO と合同チームを新設し、全国のできるだけ多く、少なくとも 100 以上の自治体を訪問し、最終処分事業に関心を持ってもらえるよう掘り起こしに取り組む。」としているが、その自治体選定の根拠も曖昧である。

原発立地においては政治取引と電源三法交付金などの財政的インセンティブが、原子炉施設の下を活断層が走るというような事態を生んできた。数万年以上という長い年月の安全が担保される必要がある地層処分地の選定においては、政治や金ではなく科学的知見が優先されなければならない。

放射性廃棄物の処理処分、とりわけ高レベル放射性廃棄物等の地層処分地の選定については、国と特定地域自治体との閉じられた交渉によるのではなく、オープンな科学者、専門家等による科学的知見と議論を広く国民各層で共有し、対話しながら理解を深め、国民が納得しうる科学的知見に基づいて決められるべきである。

闇雲な自治体の公募や申し入れの前に、科学者、専門家等による地層処分の有望地ないし適地の絞り込みをオープンな場で進め、そのプロセスにおける科学的知見や議論の共有がまずなされる必要がある。

### 4. 汚染水の海洋放出は中止せよ

福島第一原発の ALPS 処理水(トリチウム水)の海洋放出には世界の注目が集まっている。トリチウム等放射性物質が海洋生態系や人体にどのような影響を与えるかは多様で無数な微生物を含む生物、無生物の複雑な関係の長期のモニタリングによる究明が必要であり、現状ではその安全性を科学的に検証・説明することは不可能である。地元漁業者の了解を得るとした約束も守られていない。緊張が高まる中国、韓国、北朝鮮、ロシアなどの周辺諸国の懸念を無視して放出することは、日本への信頼を損ねることになり、安全保障上も大きな問題である。タンクの大型化や増設などで陸上保管はまだまだ可能である。まずは凍土遮水壁を取り壊し、コンクリートの遮水壁を作って地下水の流入を止めることである。トリチウムの半減期は 12 年と短く、廃炉作業の長期化を考えれば、放射能が減衰を待つことも、トリチウム除去技術の確立を待つこともできる。「海洋国家」日本は海を汚しては成り立たない。

### 5. 原発の新増設は温暖化対策の役には立たない

温暖化対策は 2030 年頃までに温室効果ガスをどのくらい減らせるかが勝負で即効性が必要である。さらに低コスト、低リスクの対策が必要だが、原発は、即効性、コスト、リスク、すべての面で失格である。日本に原発の火が灯ってから福島第一の事故まで 50 余年。歴史的に明らかなことは、原発が増え、その発電量の割合が増えたにもかかわらず、日本の二酸化炭素排出量はむしろ増加してきた。それは、原発が石油等化石燃料に依存したエネルギーであり、ベース電源として組み込まれることで電力需要の固定化とさらなる需要拡大が進み、一方で再エネの普及が阻害されたことなどによる。原発建設のリードタイムは約 20 年と言われ、とても温暖化対策には間に合わない。

## II. 脱温暖化

### 1. サンゴ礁の海を残すためにも温暖化を 1.5℃に抑制する

IPCC の「1.5℃目標特別報告書」(2018 年 10 月）は、1.5℃と 2℃の地球温暖化の間に明確な違いがあ

るとしている。極端な気温の上昇、干ばつ、洪水、熱帯低気圧、海面水位の上昇、陸域生態系の劣化、生物種の喪失、森林火災、永久凍土の融解、海氷の消失など多岐にわたって、1.5℃に抑制できず 2℃となった場合には格段に影響、リスクが増すとしている。特に、確信度が非常に高いと予測したのが、サンゴ礁の消失であり、2℃となった場合には「99%以上が消失」、つまりほぼ全滅するとしている。

サンゴ礁は、海洋生態系において食物連鎖の土台として様々な生物に食物はもちろん住処や産卵場所などを提供している。海の生物の 4 分の 1 はサンゴを住処にしていて、サンゴが絶滅すると海洋生物の過半数がいなくなるとも言われている。また、サンゴ礁は陸域を強い海流や高波から守る防波堤の役割を果たし、水質の浄化、CO2 の吸収や循環にも大きな役割を果たしている。サンゴ礁を失うことは、海洋生態系だけでなく、陸域を含む地球生態系にとってあまりに大きな損傷で、絶対に避けなければならない。将来世代にサンゴ礁の海を残すためには、2℃では間に合わない。温暖化を少なくとも 1.5℃に抑制する必要がある。「海洋国家」を標榜する我が国は、1.5℃抑制に最大限の努力と貢献をしなければならない。

### 2. 1.5℃カーボンバジェットに対応した 2030 年 CO2 排出実質ゼロを目指す

IPCC「1.5℃目標特別報告書」では、1.5℃目標達成のために残されたカーボンバジェットの量が 570 ギガトン、「第 6 次評価報告書」(2021 年 8 月)では 400 ギガトン、「第 6 次統合報告書」(2023 年 3 月)では 500 ギガトンとなっている。これを日本の人口比(世界人口の 1.6%)で配分すると 8 ギガトン。一方、最近の日本の排出量は 1～1.2 ギガトンであり、8 年程度でカーボンバジェットを超えてしまう。残余カーボンバジェット推定値には不確実性があり、残されたカーボンバジェットに多少の余裕があったとしても、1.5℃目標達成のためには日本は 2030 年頃までに CO2 排出量を実質ゼロにする必要がある。

### 3. エネルギーミニマムな社会システムやライフスタイルの確立

1.5℃カーボンバジェットに対応した 2030 年排出ゼロを実現するためには、「エネルギーミニマリズム(最小限主義)」を追求する必要がある。これまで電力会社やエネルギー供給事業者は、エネルギー需要を拡大することで、成長してきた。しかし、その結果として温暖化が進み、気候緊急事態となり、地球生態系が危機に瀕している。エネルギー資源をめぐる国際紛争も絶えない。いま、その成長モデルの変革が求められている。エネルギー需要をむしろ最小化し、CO2 などの温室効果ガス(GHG)排出を実質ゼロにして温暖化を 1.5℃に抑制する。化石燃料等を輸入に頼る我が国にとって、大きな輸入コストの削減という経済合理性もある。

エネルギー需要を拡大するのではなく、最小化することで利益を生むビジネスモデルの開発、イノベーションが求められている。幸いにも、いま「ミニマリズム」はひとつの生活スタイルとして、また建築や芸術などの分野でも注目されており、日本にはミニマリズムの追求を支える思想や技術、文化等の蓄積が十分にある。エネルギー業界でも省エネ診断・支援サービスなどはすでにポピュラーであるが、日本全体のエネルギー需要を多分野にわたってダイナミックに最小化する革新が求められている。ミニマリズムに内在する「脱成長」の精神は、無限の成長や持続可能な成長を追求してきて行き詰った資本主義を超える社会変革につながる可能性を秘めている。

### 4. 円滑な産業構造・労働転換を推進する「脱炭素協働会議」の設置

「エネルギーミニマリズム」を追求する省エネ効率化、需要抑制・削減、化石燃料・原子力から再エネ

への転換を図るためには、産業構造の転換、雇用の転換を伴う。特に CO2 排出の多い電力、石油化学、鉄鋼、セメント、紙・パルプ、自動車・運輸などの分野では大きな事業構造転換と雇用転換が必要になると予測される。これらの産業構造・雇用転換の実態をいち早く把握・共有し、転換を円滑に推進するため、ステークホルダーとなる経済団体、各業界団体、労働団体、政府・自治体の産業・雇用担当、金融機関、学識経験者等で構成する「脱炭素協働会議」を国及び都道府県に設置する。
「脱炭素協働会議」は四半期に 1 回程度定期的に開催し、産業構造転換・事業転換・労働転換の実態を把握・共有し、事業転換に必要な資金調達、雇用転換に必要な転職支援、人材育成・訓練支援、失業者に対するセーフティネットの整備等の施策の立案と計画、実施、進捗点検、継続的改善をダイナミックに展開する。

### 5. 炭素税及びキャップ&トレード制度の導入

短期間に加速的に省エネ効率化、需要抑制・削減、再エネ転換を図るため、事業者の CO2 排出削減のインセンティブとして効果を発揮するに十分な税率の炭素税を導入する。税収は基本的に全エネルギー需要が再エネで賄えるようになるまで省エネ効率化や再エネ転換の推進費用として充当する。

また、削減目標を共有し、排出枠取引など削減方策の選択肢を増やすキャップ&トレード制度を整備する。全国の一定規模以上の大規模事業所を対象とし、一定の削減目標（キャップ）を義務付け、自社努力による削減分だけでなく、事業所間での排出枠の売買（トレード）によって達成することも可能とする。一定規模以下の事業所については、都道府県ごとのエネルギー使用状況や CO2 排出状況に応じたキャップ&トレードシステムを構築する。

### 6. 信頼できる削減クレジットの創出と活用支援

国内外の効果的な GHG 排出削減プロジェクトによる信頼性の高いカーボンクレジットの創出と活用を支援する。CO2 を大量に排出する事業所等の施設・設備における省エネ・再エネ導入などカーボンニュートラル化に必要な資金を調達するための事業者の社債発行や超過削減分のトレードやカーボンクレジット化を支援する法制度を整備する。サンゴ礁や藻場、森林の保全・再生など CO2 の吸収・固定分のクレジット化も積極的に支援する。

### 7. 柔軟なデマンドコントロールシステムの構築

2030 年実質排出ゼロを実現するポイントはエネルギー需要の制御と大幅削減である。省エネ・効率化技術や再エネ技術の普及には技術制約や資金制約があり長期間を要する。しかし、大量に CO2 を排出するエネルギー使用を一時的に停止することは、使用者の決断で可能である。とりわけ電力需要の制御には、ピークカットが有効であり、デマンドレスポンスの取り組みが進みつつある。現状の大口需要者のデマンドレスポンスのネットワークを中小事業者や一般家庭の EMS(エネルギーマネジメントシステム)やスマートメーターにまで広げ、日々のエネルギー使用やそれに伴う CO2 排出量の予測データに基づく自動需要制御・抑制システムを構築する。

デマンドレスポンスシステムのリアルタイムに近いエネルギー使用や CO 2 排出の実績・予測データと削減目標などの情報を、天気予報や交通情報と同様に毎日各種メディアで提供することにより、国民運動としてエネルギー使用及び CO2 排出の自主的大幅削減を推進する。

エネルギー使用のピーク時や削減目標を大幅に超える CO2 排出が予想される場合、大量に排出する石

炭火力発電所、製鉄所、石油化学工場などに対して一時休業を要請する。それによって電力の出力低下が予想される地域には計画停電を要請する。大量排出事業所の一時休業に対しては、休業期間の従業員給与等の休業補償制度を整備する。こうした休業要請や計画停電は、できるだけ実施しないに越したことはないが、年に数回程度の実施であれば、再エネ設備への転換、サプライチェーンの多重化、停電に備えた蓄電設備の普及などが促進され、緊急時対応の定期的な点検・訓練の機会となることで、災害時のレジリエンスを高める効果も期待できる。

### 8. 柔軟な送配電システムと公正な電力市場の形成

再エネ発電の拡大とともに再エネ発電の弱点である発電時間と地域の偏在、時間差を埋めて、電力消費の多い時間帯、地域に効率的に安く安定して送配電できるような知的で全国規模の送配電社会インフラの構築が急がれる。

精度の高い気象予測、発電予測、需要予測を AI スーパーコンピュータなどで一元管理して効率的に送配電できるような高度で柔軟な送配電システムを構築する。東西で周波数がいまだに異なり、旧電力会社の支配が残る配電系統ではなく、全国規模で統一された大容量の系統網を構築するとともに、発電事業と送配電事業の分離が明確になされた透明性の高い公正な電力市場の形成により、安価で安定した電力価格の実現をめざす。

### 9. コモンズ(共有財)としての再エネシステムの整備

常に売上や利潤の拡大を追求する民間資本の下では、電力やエネルギー需要の大幅削減や、原子力、石炭火力など座礁資産の早期廃止、再エネ転換が困難な面がある。また、原子力、石炭火力など国と大手資本が主導する大規模集中型のエネルギー供給システムは、大震災や自然災害などに対してレジリエンスに欠け、環境変化に対応したシステム変更等の小回りが利かない面がある。

自律分散型の再エネシステムをできるだけ地域のコモンズ(共有財)として整備するため、地域における共同出資や自治体出資による整備を促進する法制度を整備する。また、自治体と地元の共同出資事業者が PPA(Power Purchase Agreement：電力販売契約) 事業者となって、無料で地元の住宅や施設に太陽光発電などの再エネ設備と蓄電設備を設置し、発電した電気使用料金で維持管理を行う PPA モデルの活用を推進する。あわせて大規模停電時など非常時に最低限の生活を支える再エネ・蓄電設備など防災グリッドの普及をマンション管理組合、自治会、町内会等に働きかける。

### 10. 再エネ転換の加速化と環境負荷の最小化

2030 年実質排出ゼロを実現するシナリオにおいては、省エネによってエネルギー需要を短期間に大幅削減しつつ、火力や原子力によるエネルギーを再エネで代替する必要がある。再エネでも大量導入においては様々な環境負荷が発生する。

例えばメガソーラーや大型風力発電では景観破壊、生態系への影響、低周波音による健康被害などの問題が各地で指摘されている。風力発電の適地とされる北海道では 3000 基を超える大規模風力発電の建設が計画されており、その電力が海底送電線で本州に送られることから「再エネ植民地」にされるとの批判もある。

再エネの導入速度を加速しながらも、十分な環境アセスメントと地元地域との対話により環境負荷の最小化と地元への利益還元を図り、地域に歓迎されるものにする必要がある。

## III. 平和をつくる環境戦略

### 1.　循環研の基本スタンスと平和環境 3 原則

安倍政権による安保法制から岸田政権による安保関連 3 文書や軍拡予算に続く戦争前夜的な状況を前にして、循環研は「平和をつくる環境戦略」について考えた。まず、循環研の基本スタンスとして次の点を確認した。

①戦争は人間と環境を破壊する。

②戦争は何としても防ぎ、回避する必要がある。

③戦争で解決できる社会課題はない。

④社会課題を解決するのに必要なのは対話・協働・共創である。

⑤平和は戦争がないだけではなく、人間の安全保障がなされ、構造的暴力が解消されることである。

そして、循環研が目指している「エココミュニティ 3 原則」に対応した「平和環境戦略 3 原則」をつくった。ひとつ目は、平和憲法を守り、活かすこと。ふたつ目は、環境負荷を減らし、再生可能な資源で暮らす技術を世界に提供すること。三つ目に、世界の人々と助け合える関係を築くことである。

**エココミュニティ 3 原則と平和環境戦略 3 原則**

| エココミュニティ3原則 | 平和環境戦略3原則 |
|---|---|
| ①自然生態系をまもり、活かす | ①平和憲法をまもり、活かす |
| ②環境負荷を減らし、再生可能な資源で暮らす | ②環境負荷を減らし、再生可能な資源で暮らす技術を世界に提供する |
| ③内外の人々と助け合える関係を築く | ③世界の人々と助け合える関係を築く |

### 2.　日米安保から国連安保への転換

国連安全保障理事会の常任理事国であるロシアのウクライナ侵攻は、ロシア、中国の拒否権発動により国連安保理の機能不全を引き起こしたが、それは国連安保理改革の好機であるともいえる。日本はこの機会に非常任理事国の任を担っている。

国連は第二次世界大戦の戦勝国の特権として「拒否権」が確保され、加盟国全体の対等・平等な運営が阻害されている。ウクライナ侵攻戦争はすでに第三次世界大戦の様相を呈しつつあるが、国連加盟各国が冷静にこれに対処し和平が実現するならば、安保理における「拒否権」の廃止や国連総会決定の優越など、国連の公正な運営を回復する好機となりえる。

日本人として、戦争や平和を考える際には日本の平和法体系の三重構造、つまり日本国憲法を中心としながらも、国際連合憲章や日米安全保障条約との相互関係を踏まえて考える必要がある。日本国憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義」とは、国連憲章第 1 条の目的や国連による集団安全保障を信頼していることであり、憲法 9 条の武力行使の禁止は国連憲章の第 2 条と共通している。一方、日米安全保障条約の第一条には「締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い……国際連合の目的と両立し

ない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。」とある。日本国憲法も日米安全保障条約も、どちらも国連憲章や国連の存在を基礎にしている。また、日米安全保障条約は、日本及び極東の安全・平和維持を目的としている。逆に言えば、日本と極東の安全平和維持ができれば日米安全保障条約はいらないといことになる。その証左として第十条には次のように記されている。「この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。」

問題は、朝鮮戦争以降未だに日本区域における国際の平和及び安全の維持のための国連の措置が効力を生じていないことである。日米安保に縛られて東西の熱い戦争に参加するのではなく、平和及び安全の維持のための国連の措置をなすことこそが日本のなすべきことである。国連憲章はもちろん、日本国憲法も日米安保条約も求めているのは「国連安保」なのである。

### 3. 良好な日米中関係の構築によって沖縄の米軍基地および地位協定の見直しを

ロシア、中国、北朝鮮の接近と中国、ロシアと米国の対立激化によって最近の東アジアの情勢は朝鮮戦争前夜のような様相を呈している。1950 年の朝鮮戦争の勃発時に GHQ の指示によって自衛隊の前身である警察予備隊がつくられた。翌年には「サンフランシスコ平和条約」と同時に「日米安全保障条約」(旧安保)が結ばれた。その後、1960 年に「日米安全保障条約」が改訂され、日米双方の共同防衛義務が明記され、防衛面にとどまらない経済協力の推進などの協力関係も定められた(新安保)。

日米安全保障条約は、米国の「核の傘」や駐留米軍による抑止力をもたらしている反面、駐留米軍による環境汚染、犯罪、事故などがたびたび発生し、そのたびに日本の捜査権などが及ばない日米地位協定が問題となる。特に米軍基地が集中する沖縄においては深刻である。辺野古新基地建設問題においては、貴重なサンゴ礁やジュゴンの生息する藻場の海が埋め立てられ、基地建設に適さない地形や軟弱地盤の存在が発覚しても強行されようとしている。県が再三反対、中止を表明し、法的措置を取っても、国が超法規的手段とも思える措置でこれを抑え込もうとしている。新基地建設をめぐって米軍と日本国の両方に挟み撃ちに合う状況は、沖縄の人々にとっては、まさに「沖縄戦」を戦っているようでもある。最近では南西諸島での自衛隊基地の新設配備も進み、沖縄県民の負担と不安はさらに増してきている。

こうした状況は、米中対立が激化していることに起因している。このまま、対立激化が加速する中で、日本が日米安保に従って先兵、防波堤の役割を果たすのであれば琉球弧の戦場化は必至である。朝鮮戦争の再発、第三次世界大戦、核戦争にも巻き込まれかねない。

日本がいま取るべき戦略は、米中対立を緩和し、沖縄、南西諸島の基地を削減し、豊かな海の自然生態系をまもることである。ウクライナ侵攻紛争の和平に中国が重要な役割を果たすであろうと思われると同様に、日本は米中対立の緩和に重要な役割を果たせるポジションにいる。日本が仲介して米中対立を緩和し、米中の接近が果たされれば、自ずとウクライナ侵攻紛争の和平も実現に近づくと考えられる。それによって、日米安保が本来目指している国連の措置が効力を発揮し、安保理改革をはじめとする国連改革が進むことも期待できる。日米中の良好な関係構築によってこそ、沖縄の米軍基地問題や地位協定問題も根本的な解決に近づく。

### 4. 東アジアの緊張を高め日本列島を戦場化する安保関連三文書は撤回を

日本政府が国会での議論もないまま閣議決定した「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備

計画」の安保関連三文書に対して、中国国防省は「事実をねじ曲げ、偏見にあふれ、中国の脅威を意図的に喧伝するものだ。中国の内政に干渉し、地域の緊張を作り出している」とし、断固たる反対を表明した。この三文書は明らかに東アジアの緊張を高め、軍拡競争を招きかねない。そして、日米と中国の対立を激化させている。

中国国防省は「日本が平和憲法に反して防衛支出を増やし、反撃能力の発展を図るなど、地域の平和や安定に対する現実的な挑戦になっている」とも批判しているが、まさにその通りと言わざるを得ない。敵基地攻撃能力の保有は、憲法 9 条で永久に放棄した「武力による威嚇」にあたり、憲法違反である。専守防衛という従来の日本の防衛政策の基本理念も否定するものである。

日本国民にとっても、これらは日本を戦場化し、国民に玉砕を強いる内容に思える。日米安保によって戦争に巻き込まれ、中国軍と米軍の先兵となった自衛隊のはざまで人々が逃げまどい追いつめられる。かつての沖縄戦に日本国民を引き釣り込むような悲惨な結末すら想像してしまう。

2023 年度からの「防衛力整備計画」では、 5 年間の防衛費総額を 43 兆円程度と定めた。2027 年には年間の軍事費を GDP 比 2%の 11 兆円にするという。米国、中国に次ぐ世界第 3 位の軍事費である。抑止力が働いて戦争が起こらなかったとしても、まさに「異次元の少子化対策」ならぬ「異次元の軍拡増税」が国民を襲うことになる。

日本が「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している」のが事実だしたとしても、平和を維持する有効な戦略は他にいくらである。安保関連三文書は撤回すべきである。

### 5. 防衛費のうち敵基地攻撃能力武器予算を温暖化対策に充当

敵基地攻撃能力確保のためのトマホークミサイルなどの武器の購入は明らかに武力による威嚇にあたり憲法違反である。その使用によって破壊される人間や環境の損害や戦争責任を将来世代に負わせることは絶対に避けなければならない。2023 年から 5 年間で 43 兆円という防衛予算のうち敵基地攻撃能力確保のための武器購入予算を、より安全保障上の意義が大きい温暖化対策に切り替えて充当する。これによって大きな投資が必要と見込まれる省エネ技術や再エネ技術、脱炭素技術の開発普及を推進し、国内で実現できない $CO_2$ 削減分を途上国との排出権取引や信頼性の高いカーボンクレジットの確保等でまかなうことが可能となる。2030 年 $CO_2$ 排出量実質ゼロ実現に向けての財政的裏付けが強化される。

### 6. 国防の呪縛から離れて国連とともに積極的平和構築へ

そもそも国防費を増やし軍拡を続けても、平和はつくれない。むしろ安全保障上の緊張が高まり脅威が増すばかりである。国連憲章、日本国憲法、日米安全保障条約のいずれもが目指すように、国際の平和及び安全を維持する国連の任務が一層効果的に遂行されるように国連を強化することに努力すべきである。

日本は、国連においてこれまでも軍縮・不拡散、平和維持・平和構築、「人間の安全保障」等の分野で国際社会に積極的に貢献してきている。今後とも平和憲法を持つ平和国家として、国連を通じて世界の平和と安全の実現に、より一層積極的な役割を果たすべきである。また、安保理改革など国連改革にも主導的役割を果たすことも期待される。

そうした国連における日本の地位や役割を強化するためにも、国の防衛、自衛に囚われることなく、国連とともに平和及び安全を維持することに貢献する機動力を持つ機関として、防衛省、自衛隊の組織転換を提案したい。

まず、防衛省は国連とともに軍縮・核兵器廃絶や平和維持・平和構築に貢献する「平和構築省」に改組する。自衛隊については、災害派遣や国際平和活動の機能を担う部隊を強化して「国際救助隊」に改組す

る。防衛機能を担う陸海空の各自衛隊については、「国連軍」の日本駐留部隊として位置づける。これによって、陸海空軍その他の戦力を保持しないとした平和憲法を持つ平和国家であるはずの日本が自衛隊を持つ矛盾は解消できる。駐留米軍についても自衛隊と同様に「国連軍」に移管することによって、基地問題や地位協定問題も解決の道をひらくことができる。

### 7. 国防費の国連集約による軍縮「20% ユナイテッド」

ストックホルム国際平和研究所によると 2021 年の世界の軍事費支出は約 297 兆円（2 兆 1130 億ドル）にのぼる。国連加盟国は 193 カ国だから、1 カ国あたり 1.5 兆円もの軍事費を国防のために費やしていることになる。もし、この額を使えるならば途上国の貧困も飢餓も一挙に解決できる。感染症対策を含めた保健医療の充実も図れるだろう。しかし、現実には軍拡が進んでいる。

世界の軍拡を防ぎ軍縮に向かわせるための私たちの提案が、国防費の国連集約による軍縮「20% United」である。

各国の国防費の 20%を国連に集約し、2.1 兆ドルの 20%、4200 億ドル規模(米国に次ぎ、中国を超える規模)の国連軍で平和維持構築活動を強化し、世界の軍事バランスを取りながら速やかな軍縮を果たそうとするものである。日本としては、危うさが増す日米安保依存から国連安保へのシフトを果たそうとするものである。具体的には、次のような内容である。

**【国防費の国連集約による軍縮 20% United】**

① 各国の国防費の 20%を国連軍に集約する。
② 国防費の 20%相当の資金または通常兵器、人員、基地設備を適時、国連軍に提供することに合意した国は(以下「合意国」)、国連及び国連軍により有事の際の安全を保障される。
③ 国連に提供する兵器には核兵器、大量破壊兵器は含めない。20%の国防費の母数には核兵器、大量破壊兵器関連費用も含める。
④ 合意国は、国連に対して自国の兵器(核兵器、大量破壊兵器を含む)、人員、基地施設等の国防費についての情報を提供するとともに、国連軍と合意各国の同様の情報を共有することができる。
⑤ 合意国は毎年、国連における軍縮会議の協議に参加し、自国の国防費の削減及び核兵器、大量破壊兵器の削減を申告する。国連は野心的な軍縮目標を提示し、合意国に提示して同意を得る。
⑥ 自国の国防費の削減及び核兵器、大量破壊兵器の削減を申告できない場合は、当該期間、国連及び国連軍による安全保障の対象外となる。
⑦ 国防費の 20%相当の資金または通常兵器、人員、基地設備の国連軍への提供は、国連及び国連軍との安全保障条約の策定・運用とともに適時協議の上進める。
⑧ 合意国は必要な適時において自国軍事基地への国連軍の駐留を受け入れなければならない。ただし、 安全保障上の理由から駐留人員の国籍等を協議の上限定することができる。
⑨ 軍隊や武力を実質的に放棄したと認められる国は、将来にわたる武力放棄を約束することで費用等の提供なしに国連及び国連軍から有事の安全を保障される。

### 8. 平和のための領土共同管理「ピース・コンドミニアム」

領土問題は近隣国との紛争の火種になる。日本と近隣国の関係でいえば尖閣諸島(魚釣島)、竹島(独島)、北方領土(南千島群島)である。領土問題の解決策としては、例えば「共同主権(Condominium)」という国際法上の取り決めがある。南極は、「南極条約」によって領有権の停止がなされている。最近では北方領土をめぐってロシア側が「共同経済活動」を提案したのに対し、安倍政権が日本とロシア双方が施政権を

行使する「共同統治」という新しいアプローチを提案した。平和学では、主権を主張して争うのではなく、双方が主権を一旦放棄して「特別区」として管理する「共同管理」や、当該地帯を関係諸国家が国家と民族を超えた「超国家地帯」として管理する「超国家的共同管理」が提唱されている。
これらを踏まえて提案するのが、平和のための領土共同管理「Peace Condominium」である。

**【平和のための領土共同管理 Peace Condominium】**

**① 不毛で両国及び第三国を巻き込む国際紛争に発展しかけない領有権主張は棚上げする。**
**② 両国及び国際社会の平和な将来にとって望ましい共同管理のあり方を共同で研究追求する。**
**③ そのための両国の研究者の共同居住型研究交流拠点:Peace Condominium を両国の共同出資で建設し、運営する。**
**④ Peace Condominium に一定期間居住して研究する研究者を両国から同数募集し、両国協議の上、選考して採用する。**
**⑤ Peace Condominium に居住して研究する研究者及びその家族には、居住経費、両国間の移動交通費、研究費を支給する。**
**⑥ Peace Condominium には、研究者の居住室のほか、両国の国民が安価に宿泊し現地視察や交流活動を行える宿泊研修施設と両国の商品を展示販売する商業モール施設を整備する。**
**⑦ 世界の領土問題の解決に向けた国連機関との共同研究を行い、他地域への Peace Condominium 方式の導入展開等についても研究する。第三国の研究者も受け入れる。**
**⑧ 定期的に両国の国民の交流行事、国連機関等と提携しての国際行事を計画し、展開する。**
**⑨ 両国及び第三国の軍事拠点の設置、軍隊の駐留は認めない。**
**⑩ 共同研究の成果は随時または定期的に発表し、当該地域及び両国の施策・制度に反映していく。**

## 9. 核の傘から出て核兵器禁止条約への署名・批准を

2017 年 7 月 7 日、核兵器禁止条約（Treaty on Prohibition of Nuclear Weapons (TPNW)）が「核兵器の全面廃絶に向けた核兵器禁止のための法的拘束力のある文書を交渉する国連会議」にて、賛成 122、反対 1（オランダ）、棄権 1（シンガポール）で採択された。そして、2021 年 1 月 22 日、核兵器禁止条約がついに発効し、国際法としての効力を持つに至った。

被爆地である広島県や長崎県はもちろん、核兵器のない平和な世界の実現を願う多くの人々が日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求めているが、安倍・菅・岸田政権は一貫してその声を無視続けている。

プーチンの核兵器使用の威嚇と同様に、トマホークミサイル等で敵基地攻撃能力を確保することも、米国の核兵器の傘の下に留まることも、岸田政権は「抑止力」と呼ぶが、憲法 9 条が放棄するとした「武力による威嚇」に当たるのではないか。

日米安保から国連安保にシフトするとともに、唯一の被爆国として核兵器禁止条約への署名・批准に歩を進め、核兵器の廃絶の先頭に立って、国際社会において、名誉ある地位を占めてもらいたい。